杉並区立学童クラブ入会申請をされる保護者の方へ

就労証明書を作成される事業者の方へ

不規則勤務の記入について

学童クラブの入会要件は、保育施設の利用要件とは異なり、児童の放課後の時間帯に保護者が就労していることを基準として判定します。

そのため、シフト勤務やフレックスタイム制などにより、勤務する曜日や勤務時間帯が一定でない場合は、勤務日及び勤務時間について、次のとおり取り扱います。

就労証明書を作成する際は、ご留意ください。

記入方法

① 週当たりの勤務日数を記載してください。

（例：週５日勤務、週４日勤務など）

② 勤務日（曜日）を記載してください。

学童クラブにおける保護の対象となる月曜日から土曜日までの間で、通常勤務する曜日を記載してください。

※ 年間を通じて勤務することが多い曜日を基準としてください。

※ 週当たりの勤務日数に応じて、同数の曜日を指定してください。

③ 勤務時間を記載してください。

※ 年間を通じて勤務することが多い勤務時間帯を基準としてください。

学童クラブの入会要件

１ 勤務時間

平日及び土曜日の勤務について、午後２時から午後６時までの間に、勤務時間が２時間以上重なっていることが必要です。

２ 保護が必要な日数（勤務日数）

上記の要件に該当する日が、月曜日から土曜日までの間に週３日以上必要です。

なお、１年生及び心身に障害のある児童については、週２日以上必要です。

記入例（1 日 6 時間・週 4 日勤務の場合）

項目	記入内容（例）
週当たりの勤務日数	週 4 日
勤務日（曜日）	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日
勤務時間	10:00～16:00

※　勤務日（曜日）は、年間を通じて勤務することが多い曜日を記載してください。

※　勤務時間は、年間を通じて勤務することが多い時間帯を記載してください。

■シフト例と入会要件への該当

シフト	勤務時間	午後 2 時～6 時との重複時間	入会要件
シフト①	8:00～14:00	0 時間	×
シフト②	10:00～16:00	2 時間	○
シフト③	13:00～19:00	4 時間	○

■シフト勤務の場合の考え方

例えば、次のようなシフトで勤務している場合

シフト	勤務割合
8:00～14:00	20%
10:00～16:00	50%
13:00～19:00	30%

最も勤務する割合が高い 「10:00～16:00」 を勤務時間として記載してください。

※　日ごとのシフト実績や月ごとの変動に基づいて判定するものではなく、年間を通じて通常勤務することが最も多い曜日及び勤務時間帯を基準として判定します。

就労証明書の記載方法等についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

杉並区役所　児童青少年課　児童館運営係

〒167-0051 杉並区荻窪 1－56－3

電話：０３（３３９３）４７６０